

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	個人住民税関係事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

## 評価実施機関名

静岡県焼津市長

## 公表日

令和7年12月10日

[令和7年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

## I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。</li> <li>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)           <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人住民税賦課対象者の判定</li> <li>②課税資料(申告書等)の個人特定</li> <li>③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定</li> <li>④個人住民税額の算定</li> <li>⑤納税通知書による個人住民税額の通知</li> <li>⑥個人住民税に関する証明書の発行</li> <li>⑦個人住民税台帳の照会</li> <li>⑧情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</li> </ul> </li> </ul>
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[        1) 1,000人未満        2) 1,000人以上1万人未満        ]</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

## システム1

①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初課税機能:課税資料(申告書等)より個人住民税税額を算定する。</li> <li>・課税台帳異動機能:個人住民税の課税台帳異動(税額更正、徴収方法変更)を行う。</li> <li>・課税関連情報管理機能:個人住民税の課税に関連する情報(賦課期日情報、扶養情報等)を管理する。</li> <li>・課税台帳照会機能:個人住民税の課税情報(所得、控除、税額等)を照会する。</li> <li>・帳票作成:個人住民税の各種証明書・納税通知書等を発行する。</li> <li>・宛名管理:納税者の宛名情報を管理する。</li> <li>・中間サーバ機能:符号管理機能、情報照会機能、情報提供機能、情報提供記録管理機能、情報提供データベース管理機能、セキュリティ管理機能、職員認証・権限管理機能、システム管理機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 課税原票管理システム、申請管理システム )</p>

## システム2~5

## システム2

①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>①給与支払報告書や公的年金支払報告書のダウンロード機能 年金保険者からの年金支払報告書、事業所等からの給与支払報告書を電子データで受信する。</p> <p>②特別徴収税額通知データの送信機能 紹与所得者又は年金所得者の特別徴収税額通知データを年金保険者や事業所等へ送信する。</p> <p>③申告データ審査・照会機能 地方税電子申告の申告データ審査と管理を行う。</p> <p>④申請・届出データ審査・照会機能 紹与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)の審査と管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p>
	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p>
	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p>
	<p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

システム3	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	課税資料をイメージ管理し、整理・保管・閲覧等の効率化を図る
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>①国税連携データ配信機能 国税庁から送信された連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ)を地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする。</p> <p>②国税連携データ照会機能 『国税連携データ配信機能』によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。</p> <p>③団体間回送機能 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する。扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体統合宛名番号」とを紐付け、当該情報を保管及び管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会を行い、情報提供の受領を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求を受領し、当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システムとの間で符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持及び管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティ管理を行う。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいたアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム6~10	
システム6	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告できる機能
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 (マイナポータル申請管理 )</p>
システム7	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	<p>【地方公共団体向け機能】</p> <p>住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 (個人住民税申告ポータル、申請管理システム )</p>
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p>①プロキシサーバ機能:基幹系からLGWAN系にあるデータを取得するにあたり、通信を制御するためのプロキシサーバ機能</p> <p>②申請データダウンロード機能:マイナポータルで申請された申請データを基幹系NWにダウンロードする機能</p> <p>③住基宛名紐づけ機能:ダウンロードした申請データの電子申請書のシリアル番号から住基の宛名番号と紐づける機能</p> <p>④申請データ閲覧機能:宛名番号と紐づけた申請データを業務端末から閲覧を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 (マイナポータル申請管理 )</p>
システム9	

システム10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83、 84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144、 147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部課税課
②所属長の役職名	課税課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
個人住民税課税情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> システム用ファイル <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)		
②対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	個人住民税の課税対象者、配偶者、被扶養者および給与特別徴収義務者(個人)、給与支払者(個人)		
その必要性	個人住民税課税事務において、個人住民税課税情報および関連する情報(配偶者、被扶養者、給与特別徴収義務者(個人)、給与支払者(個人))を管理する必要があるため。 また地方税法第十七条の五で定める更正、決定又は賦課決定の期間内は、該当情報を管理する必要がある。		
④記録される項目	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上		
主な記録項目 <b>※</b>	・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input checked="" type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 国税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:個人住民税課税計算、配偶者および扶養者の判定、納税義務者への納税通知書の送付、課税対象者への連絡を行うために保有する。 ・国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税課税計算を行うために保有。		
全ての記録項目	別添1を参照。		
⑤保有開始日	平成27年10月1日		
⑥事務担当部署	行政経営部課税課		

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課・福祉関係各課 ) [ <input type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 各省庁、年金保険者 ) [ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市区町村、都道府県、年金保険者 ) [ <input type="radio"/> ] 民間事業者 ( 事業者、年金保険者 ) [ <input type="radio"/> ] その他 ( )
②入手方法		[ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="radio"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] その他 ( eLTAX、国税連携システム(LGWAN)、マイナポータル申請管理 )
③使用目的 <b>※</b>		個人住民税の課税計算に使用するため。
④使用の主体	使用部署	行政経営部課税課
	使用者数	[ <input type="radio"/> ] 10人以上50人未満 [ <input type="radio"/> ] 1) 10人未満 [ <input type="radio"/> ] 3) 50人以上100人未満 [ <input type="radio"/> ] 2) 10人以上50人未満 [ <input type="radio"/> ] 5) 500人以上1,000人未満 [ <input type="radio"/> ] 4) 100人以上500人未満 [ <input type="radio"/> ] 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・課税資料(申告書等)の課税対象者、配偶者、扶養者の個人特定を行い、適正な個人住民税課税計算を行う。
情報の突合		・課税資料(申告書等)の課税対象者、配偶者、扶養者を個人番号または4情報により突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>		[ <input type="radio"/> ] 委託する [ <input type="radio"/> ] 1) 委託する [ <input type="radio"/> ] 2) 委託しない ( 2 ) 件
委託事項1		課税資料(申告書等)入力に関する事務における特定個人情報ファイルの一部取扱い
①委託内容		大量の課税資料(申告書等)のシステム登録用データ作成に関する事務を、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託
②委託先における取扱者数		[ <input type="radio"/> ] 10人以上50人未満 [ <input type="radio"/> ] 1) 10人未満 [ <input type="radio"/> ] 3) 50人以上100人未満 [ <input type="radio"/> ] 2) 10人以上50人未満 [ <input type="radio"/> ] 5) 500人以上1,000人未満 [ <input type="radio"/> ] 4) 100人以上500人未満 [ <input type="radio"/> ] 6) 1,000人以上
再委託	③委託先名	株式会社 SBS情報システム
	④再委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="radio"/> ] 再委託する [ <input type="radio"/> ] 1) 再委託する [ <input type="radio"/> ] 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の個人情報保護に関するセキュリティポリシーが基準を満たしている。
⑥再委託事項		課税資料(申告書等)のシステム登録用データ作成

委託事項2~5		
委託事項2		個人住民税システム保守業務
①委託内容		・個人住民税システム・課税原票管理システム保守業務 ・税通の封入封緘業務 ・ガバメントクラウドでのシステム構築・データ移行作業
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 SBS情報システム
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の個人情報保護に関するセキュリティポリシーが基準を満たしている。
	⑥再委託事項	課税原票管理システムの更新業務
委託事項3		
①委託内容		課税資料をイメージで管理するために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託。
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ジェイエスキューブ
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[ ○ ] 提供を行っている ( 75 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 32 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における地方税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法		[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 基幹系システム(税務システム)の直接参照 )
⑦時期・頻度		特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先2~5	
提供先2	教育委員会 教育総務課
①法令上の根拠	番号法第19条第11号(別紙1参照)
②提供先における用途	就学援助支援および就園奨励補助金業務
③提供する情報	地方税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人未満 ] 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳のうち就学援助支援・就園奨励補助金事務の対象者
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 税務システムの直接参照 )</p>
⑦時期・頻度	申請の都度
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	番号法第9条第1項別表、番号法9条2項に基づき制定する条例に定める者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表、番号法9条2項に基づき制定する条例(別紙2参照)
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表、番号法9条2項に基づき制定する条例に定める事務(別紙2参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	番号法第9条第1項別表、番号法9条2項に基づき制定する条例に定める事務における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び税額変更決定時
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 <span style="color: red;">※</span>	<p>＜焼津市における措置＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
---	--

## 7. 備考

--

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名						
個人住民税課税情報ファイル						
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）						
リスク：目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>・住民からの申告等情報については、本人の身分証明書等の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>・当市に課税権のない者に係る申告等情報が提出された場合は、速やかに他自治体へ回送する。</p> <p>・法令等で定められた様式を用いることで、賦課に必要な情報以外は入手できないようシステムで制御している。</p>					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
個人番号の取得時には十分な本人確認が行われるように、マニュアル整備及び職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。						
申請情報等を通信する場合に、LGWAN回線を用いた暗号通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。						
3. 特定個人情報の使用						
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	個人番号を保有するシステムにアクセスする場合は、アクセス制御を行う事によりアクセスできる情報の制御を行っている。					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>					
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク						
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>					
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。					
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。また記録は月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない			
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク					
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的外利用の禁止</li> <li>特定個人情報の提供先の限定</li> <li>情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う</li> <li>情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる</li> <li>保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>個人情報の取り扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>必要に応じて、委託先の視察・監査を行うことができる</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的外利用の禁止</li> <li>特定個人情報の提供先の限定</li> <li>情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う</li> <li>情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる</li> </ul>				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない			
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供の禁止を契約書或いは仕様書に明記している。</li> </ul>				
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税資料の入力業務委託に関しては、受け渡し時に入力原票の種類・数量を記載した送付書を授受している。</li> <li>委託先に紙により特定個人情報を提供する場合、受け渡しを管理簿にて日付、通数等、收受記録等を残している。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>[      十分である      ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			
リスク2: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p>[      十分である      ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>					

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					
その内容							
再発防止策の内容							
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<物理的対策中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

<技術的対策: 中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。

③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。

⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

<物理的対策: ガバメントクラウドにおける措置>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

<技術的対策: ガバメントクラウドにおける措置>

<ガバメントクラウドにおける措置>

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月、デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

<消去: ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

<b>8. 監査</b>		
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施(研修会に参加)。	
<b>10. その他のリスク対策</b>		
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウドでの業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウドでの業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	焼津市行政経営部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149
②請求方法	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
①連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、相応の処理期間を要する。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙 別添1参照

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番3 2号 054-626-2151	焼津市財政部課税課市民税担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番 32号 電話番号 054-626-2149	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長 藤内 正記	課税課長 村松 和之	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長 村松和之	課税課長 池谷 孝由	事前	
令和1年11月29日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ①連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 電話番号 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 電話番号 054-623-4791	事前	
令和1年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長 池谷 孝由	課税課長	事後	人事異動に伴う変更の便宜のため
令和1年11月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	—	(追加)システム5 中間サーバー	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	SBS情報システム(株)	株式会社 SBS情報システム	事後	誤認による記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	SBS情報システム(株)	株式会社 SBS情報システム	事後	誤認による記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2に関する各事務	番号法別表第2及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に関する各事務	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報	番号法別表第2及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における地方税に関する特定個人情報	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び番号法に基づく個人番号の利用及び 烧津市の個人情報保護条例案	番号法第9条第2項、焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	IV 開示請求・問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ①連絡先	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 電話番号 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 電話番号 054-623-4791	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	(課税情報の末尾に以下を追加) 特定取得該当1.特定取得該当2.寄附金申告特例(都道府県・市区町村分)市民税 寄附金申告特例控除・県民税 寄附金申告特例控除・特定中小株式総損控除・医療費区分・条約適用利子等所得額区分・条約適用配当等所得額区分 (調定情報の末尾に以下を追加) 年金特徴徴収額4月、年金特徴徴収額6月、年金特徴徴収額8月 (申告書情報の末尾に以下を追加) 特定取得該当1.特定取得該当2.寄附金申告特例(都道府県・市区町村分) 特定中小株式総損、扶養 非居住者数、控除 医療費区分 (給与支払報告書情報の末尾に以下を追加) 特定取得該当1.特定取得該当2.扶養 非居住者数、住宅借入金等特別控除適用数、住宅借入金年末残高1、住宅借入金年末残高2、住宅特別控除区分(1回目)、住宅特別控除区分(2回目) (公的年金支払報告書情報の末尾に以下を追加) 扶養 非居住者数	事後	法令等の改正、システム更新に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 提供先No.	1~56	—(列削除)	事後	法改正等に伴う項目加除の便宜のため
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番8 提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番20 提供先	—	市町村長	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番20 提供先における用途	—	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番38 提供先	—	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番38 提供先における用途	—	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番53 提供先	—	市町村長	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番53 提供先における用途	—	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番57 提供先における用途	児童福祉手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容の修正

令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番71 提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番85の2 提供先	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番85の2 提供先における用途	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番94 提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番107 提供先における用途	特例障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特例障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番116 提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者)	—	(行追加)	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先	—	(行追加)	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先における用途	—	(行追加)	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先	—	焼津市教育委員会	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先における用途	—	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先	—	焼津市教育委員会	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先における用途	—	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先	—	焼津市教育委員会	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先における用途	—	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙2 移転先No.	1～27	—(列削除)	事後	法改正等に伴う項目加除の便宜のため
令和1年11月29日	別紙2 提供先における用途	提供先における用途	移転先における用途	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番8 移転先(部署名)	こども育成課	保育・幼稚園課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番10 移転先(部署名)	健康増進課	健康づくり課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番12 移転先(部署名)	—	地域福祉課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番12 移転先における用途	—	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番15 移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番16 移転先(部署名)	収納対策課	—	事後	機構改革に伴う変更(納税促進課と統合)
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番19 移転先(部署名)	住宅営繕課	住宅・公共建築課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番19 移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二項に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るためのカッコ書の削除

令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番30 移転先(部署名)	収納対策課	—	事後	機構改革に伴う変更(納税促進課と統合)
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番30 移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番31 移転先(部署名)	保険年金課	—	事後	誤記による記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番31 移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他の徴収の支給、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	—	事後	誤記による記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番34 移転先(部署名)	—	地域福祉課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番34 移転先における用途	—	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番37 移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番41 移転先(部署名)	長寿福祉課	地域包括ケア推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番41 移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番44 移転先(部署名)	—	子育て支援課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番44 移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番47 移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るための法律名訂正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番49 移転先(部署名)	健康増進課	健康づくり課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番49 移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保険指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番56 移転先における用途	児童福祉法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るためのカッコ書の削除、記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番63 移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るための名称置換
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番68 移転先(部署名)	長寿福祉課	介護保険課	事後	法令等の改正、機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番68 移転先(部署名)	—	地域包括ケア推進課	事後	法令等の改正、機構改革に伴う変更(部署追加)
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番68 移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除、法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番84 移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番94 移転先(部署名)	こども育成課	保育・幼稚園課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番94 移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除、法令等の改正に伴う変更

令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者)	—	(行追加)	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	(行追加)	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	(行追加)	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	地域福祉課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	子育て支援課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	健康づくり課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	子育て支援課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	介護保険課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(56)件	提供を行っている(63)件	事後	前述までの変更に伴う記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている(27)件	移転を行っている(33)件	事後	前述までの変更に伴う記載内容の修正
令和3年8月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署①部署	財政部課税課	行政経営部課税課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	焼津市財政部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	焼津市行政経営部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	機構改革に伴う変更

令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財政部課税課	行政経営部課税課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体－使用部署	財政部課税課	行政経営部課税課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	(説明情報の末尾に以下を追加) ・所得金額調整控除・所得金額調整控除区分・扶養所得金額調整控除対象親族・本人 ひとり親・所得雑業務・収入・雑業務 (由告書情報の末尾に以下を追加)	事後	法令等の改正、システム更新に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 別表第二の項番30 提供先	—	社会福祉協議会	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 別表第二の項番30 提供先における用途	—	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 別表第二の項番121 提供先	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 別表第二の項番121 提供先における用途	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者)	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者)	別紙1 提供先(番号法第19条第11号に基づき制定する条例に定める事務を行う者)	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	別紙2 別表第一の項番15 移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙2 別表第一の項番100 移転先(部署名)	—	保育・幼稚園課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙2 別表第一の項番100 移転先における用途	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙2 別表第一の項番16,30,59 移転先(部署名)	保険年金課	国保年金課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている(63)件	提供を行っている(64)件	事後	前述までの変更に伴う件数修正
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	移転を行っている(33)件	移転を行っている(34)件	事後	前述までの変更に伴う件数修正
令和3年8月11日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年11月29日	令和3年8月11日	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	機構改革に伴う変更
令和5年5月11日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年8月11日	令和5年5月11日時点	事後	
令和5年5月11日	別紙2 別表第一の項番19 移転先(部署名)	住宅・公共建築課	建築住宅課	事後	機構改革に伴う変更
令和5年5月11日	別紙2 別表第一の項番8、12、34、47、84 移転先(部署名)	地域福祉課	障害福祉課	事後	機構改革に伴う変更

令和5年5月11日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。・市ホームページ上に、請求先・請求方法・請求書様式等を掲載している。	事後	他の重点項目評価書と表記をあわせた
令和7年6月1日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	個人住民税システムのシステム保守における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	個人住民税システム保守業務	事前	
令和7年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	課税データをシステム上で管理し、税務システムや課税原票管理システムなどの保守管理、税通の封入封緘業務などを実施するために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託。	・個人住民税システム・課税原票管理システム保守業務 ・税通の封入封緘業務 ・ガバメントクラウドでのシステム構築・データ移行作業	事前	
令和7年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>＜焼津市における措置＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>＜焼津市における措置＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	
令和7年6月1日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	

令和7年6月1日	<b>IIIリスク対策</b> <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b> 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>＜物理的対策：中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>＜技術的対策：中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的小・包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行なう。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイアウォールについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。</p> <p>③導入しているOS及びドライバについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。</p> <p>④中間サーバー・データベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・データベースに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバー・データベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・データベースに登録されたクラウドサービス事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体について、VPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・データベースの移行の際は、中間サーバー・データベースに登録されたクラウドサービス事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>		事前	
令和7年6月1日	<b>IIIリスク対策</b> <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b> 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置（つづき）	<p>＜物理的対策：ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行なっている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>＜技術的対策：ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第10版】」（令和4年1月 デジタル庁、以下「利用基準」とい）に規定するASP）をいう。以下同。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定するガバメントクラウド運用管理補助者をい。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセス、データアクセスサービス、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行なう。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びドライバについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を扱うシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>＜消去：ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		事前	
令和7年6月1日	<b>IIIリスク対策</b> <b>10. その他のリスク対策</b>	<p>＜中間サーバー・データベースにおける措置＞</p> <p>中間サーバー・データベースを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		事前	
令和7年7月22日	<b>I 基本情報</b> <b>4.個人番号の利用</b> 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	

令和7年7月22日	I 基本情報 ⑤個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の27の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83、 84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144、 147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ②. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※	個人住民税の課税者、配偶者、被扶養者および給与特別徴収義務者(個人)	個人住民税の課税対象者、配偶者、被扶養者および給与特別徴収義務者(個人)、給与支払者(個人)	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ②. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性	個人住民税課税事務において、個人住民税課税情報および関連する情報(配偶者、被扶養者、給与特別徴収義務者)を管理する必要があるため。 また地方税法第十七条の五で定める更正、決定又は賦課決定の期間内は、該当情報を管理する必要がある。	個人住民税課税事務において、個人住民税課税情報および関連する情報(配偶者、被扶養者、給与特別徴収義務者(個人)、給与支払者(個人))を管理する必要があるため。 また地方税法第十七条の五で定める更正、決定又は賦課決定の期間内は、該当情報を管理する必要がある。	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ②. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:個人住民税課税計算、配偶者および扶養者の判定、納税義務者への納税通知書の送付、課税者への連絡を行うために保有する。 ・国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税課税計算を行うために保有。	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:個人住民税課税計算、配偶者および扶養者の判定、納税義務者への納税通知書の送付、課税対象者への連絡を行うために保有する。 ・国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税課税計算を行うために保有。	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(64)件 移転を行っている(34)件	提供を行っている(75)件 移転を行っている(32)件	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に関する各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法別表第2及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における地方税に関する特定個人情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における地方税に関する特定個人情報	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号による条例改正を予定している。	番号法第19条第11号(別紙1参照)	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報	地方税に関する特定個人情報	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法別表第一の上欄に掲げる者(別紙2を参照)	番号法第9条第1項別表、番号法9条2項に基づき制定する条例に定める者(別紙2参照)	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第1項別表、番号法9条2項に基づき制定する条例(別紙2参照)	事後	
令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第一の下欄に掲げる事務(別紙2を参照)	番号法第9条第1項別表、番号法9条2項に基づき制定する条例に定める事務(別紙2参照)	事後	

令和7年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	番号法第9条第1項別表、番号法9条2項に基づき制定する条例に定める事務における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事後	
令和7年7月22日	別紙1	—	差替	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年7月22日	別紙2	—	差替	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年12月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6	—	個人住民税申告ポータル	事前	個人住民税申告電子化
令和7年12月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7	—	マイナポータル申請管理	事前	個人住民税申告電子化
令和7年12月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8	—	申請管理システム	事前	個人住民税申告電子化
令和7年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	eLTAX、国税連携システム(LGWAN)	eLTAX、国税連携システム(LGWAN)、マイナポータル申請管理	事前	個人住民税申告電子化
令和7年12月3日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	窓口において申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。	住民からの申告等情報については、本人の身分証明書等の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 当市に課税権のない者に係る申告等情報が提出された場合は、速やかに他自治体へ回送する。 法令等で定められた様式を用いることで、賦課に必要な情報以外は入手できないようシステムで制御している。	事後	
令和7年12月3日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	個人番号の取得時には十分な本人確認が行われるように、マニュアル整備及び職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。 申請情報等を通信する場合に、LGWAN回線を用いた暗号通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信 자체も暗号化している。	個人番号の取得時には十分な本人確認が行われるように、マニュアル整備及び職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。 申請情報等を通信する場合に、LGWAN回線を用いた暗号通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信 자체も暗号化している。	事後	
令和7年12月3日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	外部媒体へのデータのコピーを制御することで許可なく持ち出せないようにしている。	事後	

## 個人住民税賦課事務 重点項目評価書 別紙1

## 提供先（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務を行う者）

法令上の根拠（項番）	提供先	提供先における用途
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
53	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定

		めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第一百条で定めるもの
106	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第一百八条で定めるもの
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百十条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百十七条で定めるもの
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第一百二十六条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第一百二十七条で定めるもの
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第一百三十一条で定めるもの
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第一百三十二条で定めるもの

八条第一項に規定する指定基金		
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
155	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
163	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅又は同条第十六条号に規定する公営型地域優良賃貸住宅の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

		の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
167	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
171	文部科学大臣	国に設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの
<b>提供先 (番号法第19条第11号に基づき制定する条例に定める事務を行う者)</b>		
	提供先	提供先における用途
	焼津市教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
	焼津市教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
	焼津市教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

## 個人住民税賦課事務 重点項目評価書 別紙2

## 移転先 (番号法第9条第1項別表に定める事務を行う者)

法令上の 根拠 (項番)	移転先 (部署名)	移転先における用途
8	子育て支援課	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	障害福祉課	
	保育・幼稚園課	
9	子育て支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康づくり課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	地域福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	納税促進課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの
	国保年金課	
27	建築住宅課	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	地域包括ケア推進課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
64	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
65	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
67	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
	子育て支援課	
70	健康づくり課	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
81	子育て支援課	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
85	国保年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	地域福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの
100	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	地域包括ケア推進課	
117	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
	保育・幼稚園課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施

127	子育て支援課	設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
135	保育・幼稚園課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先（番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者）	
移転先（部署名）	移転先における用途
地域福祉課	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
子育て支援課	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
健康づくり課	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
子育て支援課	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
介護保険課	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの